

# 調整控除

所得税から住民税へ税源移譲する際、住民税と所得税では人的控除額に差(下表)があるため、同じ所得金額でも住民税の課税所得は、所得税よりも多くなります。例えば、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を10%から5%に引き下げただけでは、人的控除額の差の合計額に5%を乗じた分だけ税負担が増えてしまいます。このような税負担を調整するため、住民税所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられました。

## 住民税と所得税の人的控除額の差

所得控除	所得税	住民税	差額	
配偶者控除	一般配偶者	38万円	33万円	5万円
	老人配偶者	48万円	38万円	10万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得 38万円以上 40万円未満	38万円	33万円	5万円
	配偶者の合計所得 40万円以上 45万円未満	36万円	33万円	3万円
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円
	特定扶養	63万円	45万円	18万円
	老人扶養	48万円	38万円	10万円
	同居老親等	58万円	45万円	13万円
障害者控除	普通障害者	27万円	26万円	1万円
	特別障害者	40万円	30万円	10万円
同居特別障害者加算	35万円	23万円	12万円	
寡婦控除	一般寡婦	27万円	26万円	1万円
	特別寡婦	35万円	30万円	5万円
寡夫控除	27万円	26万円	1万円	
勤労学生控除	27万円	26万円	1万円	
基礎控除	38万円	33万円	5万円	

## 調整控除額の計算方法

課税所得金額が200万円以下の場合
のいずれか少ない額の5%(市民税3%、道民税2%)を控除 $\frac{\text{人的控除額の差の合計額}}{\text{課税所得金額}}$
課税所得金額が200万円超の場合
からを引いた額の5%(市民税3%、道民税2%)を税額から控除。 ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円(市民税1,500円、道民税1,000円)を控除 $\frac{\text{人的控除額の差の合計額}}{\text{課税所得金額から200万円を差し引いた額}}$
* 課税所得金額とは、2頁の「平成19年度 市民税・道民税課税明細」の課税標準額欄における総所得、退職所得、山林所得の合計額にあたります。